令和5年定例会3月会議

豊浦町議会会議録

令和5年3月8日(水曜日)

午前10時00分 再開

午後2時32分 散会

令和5年定例会3月会議

豊浦町議会会議録

令和5年3月8日(水曜日) 午前10時00分 再開

◎議事日程(第2号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 一般質問

散会宣告

◎出席議員 (7名)

議長8番根津公男君 副議長 7番 石 澤 清 司君

> 秀 人君 1番 山 田

4番 勝木嘉則君

6番 渡辺訓雄君

3番

5番 大 里 葉 子君

小 川 晃 司君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

町 長 町 長 歩 君 副 須 田 育 長 正敏君 教 葛 西 代 表 監 査 委 員 菅 野 厚 志君

総 務 長 課 民 町 課 長

農 林 長 課 林 課 参 事

水產商工観光課長 課 建 設 長

建 設 課 長 補 佐 涯 学 習 課 生 長 村 并 洋 一 君

淳 君 本 所 竹 林 善 人 君

井 上 政信君

瀬 野 栄 一 君

長谷部 晋 君

武 石 修君

佐 藤 一貴君

杉 谷 佳 昭 君

◎事務局出席職員

務 局 長 書記(会計年度任用職員) 熊 坂 早智恵 君

荻 野 貴 史 君

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。

これより、引き続き、定例会3月会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎一般質問

○議長(根津公男君) 日程第1、これより一般質問に入ります。

本定例会における一般質問は、4名の議員から16件の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、一般質問につきましては、一問一答方式となっておりますので、あらかじめご了承願います。また、制限時間につきましては、町長等の答弁時間を除く60分以内となっておりますので、併せてご承知おき願いたいと思います。

初めに、渡辺訓雄議員の発言を許します。

渡辺訓雄議員は、質問者席に移動願います。

渡辺議員。

〇6番(渡辺訓雄君) 許しが出ましたので、大きく3点についてお尋ね申し上げます。

また、私の質疑に対して、関係所管の皆さんもわざわざ出席していただいて、いい答弁をいただいておりますが、なおかつ再質問のときにも時間をかけないで、スピーディーな回答を願いたい。

それでは、1点目であります。

この問題が出てから逐次質問を重ねてまいりましたので、理事者あるいは関係者は脳裏にしっかり染みついていると存じますが、まずは残渣水の不法投棄略式命令後の状況と対応についてであります。

理事者もご承知のように、不法投棄などによる最終処理費は、多額の血税が判明されております。私がこれに取り組んでから質問するたびに、町長は、強制調査時及び書類送検時または略式起訴中ということで、私への議会での答弁は捜査中ということばかりで、結果が出たら説明するとの口癖の繰り返しで、いまだに闇の中である面もあります。

下記事項について答弁を求めます。

- 一つ目、戻し堆肥全製造量と製品量、そして在庫の内訳書と明細を求めます。
- 二つ目、残渣水運搬処理費、内訳書と明細を求めます。
- 三つ目、略式命令を請求された収集運搬業者との取引の実態と各所施設委託及び入札参加資格など、町の判断について答弁を求めます。

四つ目、収集運搬許可申請は町と合意されていたか求めます。これについては令和4年9月8日全員協議会提出資料の経緯の資料を参照願いたい。

以上であります。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

○町長(村井洋一君) それでは、答弁いたします。

残渣水の不法投棄略式命令後の状況と対応についてお答えいたします。

1点目の戻し堆肥全製造量と製品量及び在庫の内訳書と明細についてですが、漁業系一般廃棄物リサイクルセンターにおきまして製造できる戻し堆肥は年間で約6,100トンであります。

なお、戻し堆肥の中には貝殻が多く含まれており、貝殻を除いた場合は約3,000トンの製品となります。また、在庫量につきましては、現在約1,600トンでございます。

2点目の残渣水運搬処理費、内訳書と明細についてですが、令和2年11月18日から令和2年12月11日までの運搬費用につきましては、86回で94万6,000円、令和3年1月14日から令和3年4月1日までにつきましては、484回で692万1,200円、令和3年4月19日から令和3年5月22日までにつきましては、105回で115万5,000円でございます。

3点目の収集業者との取引実態についてですが、現在、建設課3件、生涯学習課2件、町民課1件の合わせて6件の業務契約がございます。また、施設委託及び入札参加資格等の町の判断についてですが、現在のところ収集運搬業者の裁判の判定は確定されていないものと認識していますが、確定後に認可登録等が取消しされれば、施設委託も請け負うことはできませんし、入札参加資格においても同様に希望業種への登録を行うこともできません。

4点目の収集運搬許可申請の合意についてですが、残渣水を収集運搬した業者への収集運搬 許可はしてございません。

今、答弁しましたけれども、各委員会等で事前にお話をしている部分も多々あったと思いますので、今まで何もしていなかったということではなく、調査した結果をその都度お知らせしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 町長の後段の話の中身は明確ではないけれども、手抜きをしたのではなくて、様々、やることはやってきたのだなと受け取れますが、何点かお尋ね申し上げます。 一つ目は、これは連動している面があるので、その辺を前置きしておきます。

貝殻を除いた場合、3,000トンの製品となり、在庫量につきましては、現在約1,600トンであるということですが、この計量の仕方ですね。立米という計算の仕方もあり、1袋10キロ300円とか、トンか立米で300円とか、ちょっと明確ではありませんが、現在の1,600トンを立米に直すと幾らになるのか、その二つについてお尋ね申し上げたいと思います。

計量はちゃんとされているのか、どこで誰がどのようにされているのか、この在庫と数量の 差というのは、ちゃんとした数量で今後も取り組んでいただきたいし、現在の状況も含めてお 尋ね申し上げます。

- **〇議長(根津公男君)** 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** まず、1,600トンを立米にした場合、約2,285立米になります。

計量の部分につきましては、正直に申し上げまして、現場では計量してございません。結局は見た目での判断しかできないものですから、廃棄物を年間7,000トンとした場合の計算で算出していますが、7,000トンのほかにバーク材を1,750トン投入するわけですが、合計すると8,750トン、そのうち3割が減っていくということになっていまして、その大体7割ということで6,125トンが戻し堆肥となります。端数を切って約6,000トンですが、その約半分が製品と貝殻ということで、見た目でしかないですが、そういう判断をしてございます。

〇議長(根津公男君) 渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) 令和5年度も「海の恵み」、あるいは他に販売する恵ちゃんの肥料がありますね。目安は分かるのです。毎日やっている人は何か計るもので、縦、横、高さを掛けると立米も出ますし、トン数も大体分かると思うのだけれども、収入に向けて、ちゃんとした計量をする仕組みをつくっていくべきです。

そこはいかがですか。何をやるにしても金がかかると思うのですが、何か工夫はありませんか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** お金をかければ何でもできると思うのですが、お金をかけない方法をちょっと思いつきませんので、検証させてください。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 町長も後段に言っていましたけれども、2点目と4点目にちょっと連動するのですが、残渣水の収集運搬した業者への許可はしておりませんと。これは時系列の中にあるのですが、2点目にもありまして、令和2年12月11日86回、それから、3回処理ではなくて不法投棄していますね。そのときに、収集運搬料は合計で幾らになるのか。

町長はこれに判こを押していないのだから、許可なしということで認識していましたね。お 尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 私は許可していないと認識してございます。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長、合計金額を。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 資料の中の3回ですけれども、合計すると902万2,200 円になります。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 2点目と4点目はちょっと連動するのだけれども、4点目の収集運搬許可はしておりませんとなっています。許可はしていないのです。でも、一般廃棄物の収集は町長の許可の判こが要るのです。これは、令和2年の11月からやっているわけだから、そのときに許可はしていないのに運搬させて、ちょっと過ぎたことだけれども、血税が使われているのです。令和3年度の決算を見ても、組合が全部払ったわけではないですね。

町長、そこを曖昧にしないで、何か理由があるなら言ってください。お尋ね申し上げたい。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 私も収集運搬の許可は出していません。当然、投棄した場所も最終処分場ではないということから、これは出せないという認識で、担当課からもそういう話を聞いておりましたので、私はそう認識しております。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** では、不法投棄で豊浦町の職員と収集運搬業者が略式で罰金を払ったということは、町長は、許可していないけれども、町有地にも捨てた、礼文漁協にも不法投棄した、そういうことから言うと、これはこの場ではなかなか難しい論議だけれども、九百何万円の血税が支出されているのです。町長のお金でもないわけで、誰かがそこに捨てて、そして、運搬費を豊浦町が直接ではなくても受託者から払ったという事実です。ですから、町長は判こを押していないのだから、許可していないのだから、血税を返還してもらうという手続をこれからするのが当たり前ではないですか。

くどいようだけれども、いろいろな質疑、議論をすべきであるのですが、捜査が終わってからとか、何が終わってからとか、捜査中なのでお答えできませんとか、それとこれとは別だと

思うのです。そんな思いで決して話を大きくするとか、そういうことだけではなくて、コンプライアンス云々と言いますが、それに取り組むことはいいだろうけれども、そういうやり方というのは違法ではないですか、町長。そこのところをお答え願いたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 2点あろうかと思います。

当然、収集運搬の許可を持っていないところが運んだということに関しては違法だという認識でおります。

もう一点、町としては、組合に委託しておるわけですので、その辺を確認して検証をしてい きたいですし、それによっては協議をすることになろうと思っております。

いずれにしても、町としては許可を出していないわけですので、どのような経緯で運搬する ことになったのかということも検討していかなければ駄目だと思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 町長もそういう思いでいるのであれば、結果は別問題として、違法ということなのですから、それについては取り組んでください。

それから、3点目の収集運搬の裁判の判決は確定していないものと認識していますが、当然、その方は豊浦町だけの仕事をしているわけではないですね。収集運搬など、豊浦町だけの仕事をしているわけではないですね。ここにもありますように、現在、建設課3件、生涯学習課2件、町民課1件の6件のあれです。これは仕方がないことなのですね。

それで、振興局の収集運搬の判断とか結果がどうなるかは別ですが、町長が今言ったように、 豊浦町で許可していないのに一般廃棄物の収集運搬、不法投棄したということです。私は、町 で許可をしていないということを申し上げると同時に、そういう方が無許可で運搬したことに、 豊浦町としてどういう思いや考え、法に基づいたらどうなのかということを私はお尋ねしたい のです。

前回、かなり振られて四苦八苦した経緯もあるのだけれども、そこをお尋ね申し上げます。 町としてどうなのですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 先ほども言いましたように、町としては、収集運搬の許可を出していないということでございます。そのほかの許可については、今、裁判で確定されていないということでございますので、そのほかの状況については、確定されてから、その法律にのっとってやるべきものと考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 余計な話になりますが、町長は裁判が確定されていないと言うけれど も、新聞紙上に載っているではないですか。略式命令が30万、50万、共謀して云々とね。

その命令を受けて、それに疑義があって、業者が裁判をしているのだというのは皆さんも噂で聞いていると思いますが、その異議申立ては2週間とか3週間とかと決まっているのです。 それがまだ続いているのか、町長は、確定していない、認識していますということだけれども、 それは最近の話ですか。裁判云々というのはどういう確認をしましたか。

私も回りくどく言いませんので、当たり前に言ってください。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** その後といいますか、我々の情報とすれば、昨年の9月6日の札幌地裁によるものでして、正式裁判を開くよう伊達簡易裁判所に請求し、受理されたということでございまして、その後、確定もしていないのではないかと思っています。

いずれにしても、免許が取り消されたとか、そういうことであれば、こちらとしても、先ほど一番最初の答弁で言いましたように、委託もできませんし、入札参加資格の登録も行えないということでございます。もし裁判において許可が取り消しとなれば、当然のことながら、私どもも同じような登録の取消しをしていくという段取りになります。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 町長、現状はそれでいいでしょう。そんなに時間がかかるわけではないですからね。それで、違法をしたから全てが駄目なのだということだけではなくて、腹の内は穏やかに、それなりにこの課題が出てから、約2年近くなるわけですよ。穏やかに行くように、そして、お互いに何か前進するような思いというか、取組をしてくださいよ。穏やかに行くようにね。判決が出たら指名停止とか云々と言っていましたけれども、それも結構ですが、教科書どおりにやってください。それを申し上げると同時に、穏やかに行くように、スピーディーに取り組んで進めていただけますか。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 繰り返しになるところもありますけれども、私どもとしても、法律にのっとって対応していかなければ駄目だと思っておりますし、近隣町村のこともありますので、それらを含めて同一歩調でやっていく、法律にのっとって連携して取り組んでいくことになろうかと思います。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 罰金が30万円か50万円ですが、運搬処理は900万円です。打算な計算ではないけれども、そういうことも認識して、今、町長が言ったように法律に基づいてやってください。私は裁判官でも何でもないですけれどもね。
 - 1点目については終わります。
 - 2点目は、バイオガスプラントの行く末の英断であります。

これについては、私から言うまでもありませんが、今までバイオガスプラントを運営してきて、また、所管課も替わりまして、前課長がいいとか、今の課長が悪いということではないのです。ただ、よく踏ん張ってきたなと思いますし、ある意味でいろいろなことが判明してきました。それは、各議員からもいろいろな質疑、議論もありましたけれども、バイオガスの特別委員会、あるいは所管でも昨日報告がありました。

そんな前置きをしてお尋ね申し上げますが、平成28年1月導入可能性調査報告書に基づき創意工夫し、開始して約5年を経過しようとしております。実態の事業の収支は当初スタートから20年後は、これは私の数字の間違いかもしれませんので、4億円程度の黒字の計上であったように記憶しております。昨今、実際は20年後の収支は約30億円の赤字で、それ以上にもなるかもしれませんが、早急に事業の中止を決断し、先の見える平和なまちづくり推進のために、下記事項について答弁を求めます。

- 一つ目は、当初事業計画及び収支状況は、うその計画ではなかったのか。また、現状との違いの認識について重ねて答弁を求める。
- 二つ目は、液肥使用料及び豚ふん運搬料等利用者へ単価値上げできるのか。また、プラント維持管理費及び委託料は削減できるのか。具体的な答弁を求めます。
- 三つ目は、この事業について当初から赤字ならしないと言及しているが、うそではないですね。答弁を求めるものであります。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 2番目のバイオガスプラントの行く末の英断についてお答えいたしま

す。

1点目の当初事業計画及び収支状況はうその計画ではなかったか、また、現状との違いの認識についてですが、ご指摘のとおり、バイオガスプラント運営事業に係る収支状況において、 当初事業計画とは大きな乖離が生じており、町民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げるところでございます。

また、現状との違いの認識についてですが、収入では漁業系残渣処理経費の削減費用を見込んでおりましたが、多くの問題に直面し、断念したこと、また、液肥散布手数料につきましては、当初の液肥散布計画量に対して実際の散布能力が追いついていない見込みの相違などが挙げられます。支出につきましては、主に液肥散布業務に係る燃料費や修繕費などが想定よりも多くかかっていることなどが挙げられます。

2点目の液肥使用料及び豚ふん運搬料等利用者へ単価値上げできるか、プラント維持管理費及び委託料は削減できるかについてですが、液肥使用料の単価値上げにつきましては、農業者への聞き取り調査の結果から、実質的な負担をしていただくことに対する理解が得られていないことに加え、昨今の肥料や飼料等の価格高騰により大変厳しい農業経営となっていることから、難しいものと考えております。

家畜ふん尿処理手数料の単価値上げにつきましても、農業者への聞き取り調査の結果から、 昨今の肥料や飼料等の価格高騰の情勢が経営に打撃を与えていることから、極めて厳しいもの と考えております。

また、施設に係る維持運営管理費及び委託料の削減の検討につきましては、仮に原料を減ら した運営にシフトした場合、維持費の中で最も高額である発電機関連につきましては、稼働時 間に応じた定期的なメンテナンスが必須であることから、施設を稼働する以上は相応にかかる ものであると認識しております。しかしながら、委託業務の中に本町職員で対応可能な部分が ないかなど、委託料を圧縮することの検討を引き続き行ってまいります。

3点目のこの事業について、当初から赤字ならしないと言及しているが、うそではないですねについてですが、当初事業計画の段階において収支赤字が見込まれる事業であれば行わないと言及し、着手したものでございます。しかしながら、当初事業計画と現状では大きな乖離が生じてございます。このままの状態で事業継続をすることは困難であると認識しているところでありますので、引き続き、収支改善に向けた検討チームでの検討を継続しながら事業の方針を決定したいと考えております。

〇議長(根津公男君) 渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) これも前段に言いましたが、所管事務調査なり、特別委員会なり、現 状の中身についてはそんなに相違はないですね。

町長、私が最後に言っていた、赤字ならうそではないですねという文言の解釈は多少あっていいのですが、思い起こしていただきたいのです。同僚の議員が先を見たら撤退したほうがいいと言って、その議事録もここにありますが、町長はこのときに、豊浦町の存続をかけて失敗できないのだという言動があるのです。町の将来のために失敗できないのだと。そして、稼げる町にもしたいのだと、活性化ですね。そのとき、平成28年12月には私も賛成しました。

ここに議事録がありますが、平成30年2月の町長の言動は、当初から、採算が合わなければ 事業として成立しないことから、事業撤回をやむを得ないと考えていますと。最初から20年後 は4億とか三億七、八千万円の黒字になっているのです。だから、だまされていないか、うそ ではないかと言っているのです。卵が先か鶏が先かとね。そして、3年目からマイナスなので す。それも仕方がないです。 でも、町長、今までいろいろ質疑、議論してきた中で様々に、先が暗いけれども、いろいろな関係機関と連携して取り組みたい、収支も改善したいというのは、今になって急に何ですか。 稼げる町、失敗できないのだということです。その間に検証して、何も手を打っていないということにならないですか。収入の面についてもです。まず、そのことについてお尋ねしよう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **○町長(村井洋一君)** 当然のことながら当初計画で稼げる、また、循環型の社会を構築していきたい、世の中はCO2削減をはじめとする地球温暖化ガスの削減等々を絡めて、豊浦の経済を循環させる、お金を回すことが大事であるというのが大きな理由でございます。

このたび、努力が今はどうなのだということです。

今までの委員会でもご報告しているとおり、水産残渣の処理も思わしくないですし、受入れ量も100%ではなく、消化液のほうもなかなかさばけないという状況です。今、努力の部分として、一軒一軒の農家さんの聞き取り調査が終わって、アンケート調査が出てきたわけでございます。その一件一件について分析しながら、どういったことができるのか、収支改善に向けてどのようなことができるのかも含め、あわせて、環境省をはじめ関係機関への相談、指導を求めているところでございます。

そういったことも含めて、私の気持ちとして、総合的に令和5年度で今後の方針を判断していくことに決したわけでございます。こういったことを踏まえて、英断をしていかなければならないと思ってございます。

いずれにしても、町民の生活のことを第一に考え、これからの町民生活の利便性も含め、また、災害に強いまちづくりも含めて、相対的に考えながら英断をしていかなければ駄目だと思ってございます。

先ほども言いましたけれども、いろいろな機関の指導も仰ぎながら、また、できるところは 町として改善に向けたことをして、それがどういうことになっていくのか、これから鋭意努力 をして頑張っていきたいと思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 本年度で判断するのも理事者の役割ですよ。

ただ、くどいようだけれども、そういう当初の思いや地産地消も含めて、関係者の労働軽減も含めて、赤字になるわけがないのだと。この議事録は後で見せますけれども、取り組んでいきたいと。結果として、今、それなりのマイナスです。町長は今年で判断したいということは、やればやるほど泥沼という思いですか。今、検討委員会その他に取り組んでいるようだけれども、それも全て駄目だということですか。その辺をしっかり言っていただきたい。

後ろに課長がいますけれども、当初の熱意はどこに消えたのですか。くどいようだけれども、 今年で判断することはいいでしょう、いろいろな方と連携していくのもいいでしょう、ただ、 連携してどうなるのか、そこをもうちょっと具体的にお尋ね申し上げましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) ご存じのとおり、今、検討チームを立ち上げて、一軒一軒の農家さんを回って、100%の農家さんの回答を得たということでございまして、それらを分析しながら、これからできるところはやっていく、努力していくということでございます。

もう一点は、先ほども言いましたけれども、環境省をはじめ関係機関の指導なり判断なりを仰ぎながら、それに基づいてやれるものはやっていき、相対的にどうなのか、どういうことができるのか、どこまでできるのかも含めまして、令和5年で判断をしなければ駄目だということでございます。

ただ、言えるのは、今、赤字で大きな乖離が生まれているということは事実でございますけれども、先ほど言いました温室効果ガスの削減、CO2の削減、循環型の社会の在り方という理念は失ってございません。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 議事録を盾に取ってあまり言う気はないのだけれども、平成29年12月 のときにも町長は言っているのです。私自身も採算が合わないとやりません、そういうふうに 当初から言っております。それから、平成29年9月にも、それと同じようなことを繰り返し繰り返し言っているのです。

最初のときの計画は、20年後はプラスだったけれども、それは読みを間違った計画ではなかったのではないか。だから、その計画書を我々がもらったときに、いいとか悪いとかではなくて、うそなのか、そういう見極めができなかったのです。それと同時に、総合戦略とか稼げる町とか、これには豊浦町の存続がかかっているのだ、失敗できないのだ、そういう熱意が、早く判断することもいいでしょう。

転嫁する方法があるようにも思うのですが、創意工夫をしますか、ただただ5年間で判断しますか、そこも再度お尋ねします。

それから町長、これも同じく関連があるのですが、豊浦町でバイオガス事業を展開するに当たり、資料を全部提出しているのだね。そしてこの中に、全部言うわけにいかないので、この中に事業の費用対効果というのがあって、なかなかこの計算方法、中身の単位などは、ちょっと難しいのだけれども、この中に一言あるのだよね。事業開始後CO2削減の達成が難しい見込みとなった場合、CO2削減効果の計算過程での計算ミスなどが理由であっても、交付決定後に補助金の全部又は一部は受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要に応じることもあり得ることを承諾の上、この計画を提出します。このレ点があるのだな。これを納得したと。それと連動があるので、それも含めてお尋ね申し上げたい。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 費用対効果の話でございますけれども、CO2削減の目標、それから、補助金の今後のことも含めてのご質問だと思いますが、今、そういうことも含めて関係機関に問合せをしている一項目にありますので、ご理解をいただきたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 後ろにいる課長もそういうふうに解釈していましたか。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 町長が申したように、今、補助金を所管している環境省に各種照会をしている中に、CO2の削減についてのお話も触れてございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 2点目の農業者への聞き取り調査の結果から、実質的な負担をしていただくことに対する理解が得られていないことに加え云々とありますね。これはアンケートの意味かなとも思うのですが、乖離があったらまずいので、そこの整合性というのはどういう意味ですか。聞き取り調査の結果からというのはどういう意味なのか、お尋ね申し上げます。
- ○議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 答弁書の記載にあることについては、渡辺議員がおっしゃるアンケート調査とイコールでございます。その中で、所管事務調査などでもお話ししましたけれども、アンケート調査の結果の中に、そういった傾向がございますということで説明したところでございました。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 私からアンケート調査のことを言ってもいいのだけれども、言っていいことと悪いことがありますので、その理由は所管の関係者にも厄介をかけたくないという思いで申し上げますが、聞き取り調査の結果から、実質的な負担をしていただくことに対する理解が得られていないことに加えというのは、どういう中身なのですか。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- ○農林課長(井上政信君) 事業の導入時に私は担当していなかったので、実態は把握していませんが、調査結果として、例えば、液肥を利用されている方にお伺いします、現在、補助を行っているので実質的な負担はありませんけれども、これが有料となった場合はどうされますかという質問を率直にしたところ、液肥の使用をやめますという方が最も多い結果でありまして、有料であれば液肥の使用量を減らしますという意見が続いており、半分以上の方が液肥の使用料の徴収について否定的な意見をされたということで、値上げについては難しいというのが具体的なお話でございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** その程度でいいでしょう。後段のほうを言えばよかったでしょうか、 農業者への聞き取り調査の結果からということで、これも後段にいろいろ肥料等の高騰などの 文言もあります。

2点目は、3ページに委託料を圧縮することの検討を引き続き行ってまいりますとあります。 これは言っていることとやっていることが違うように思うのだけれども、立ち上げた委員会で、 これからも検討を引き続き行っていくということなのか、この委託料の圧縮の何を検討するの か、そこを具体的にお尋ね申し上げましょう。

- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **○農林課長(井上政信君)** 委託業務を発注する際に、こういう業務をお願いしますという形で委託をしますが、その中で直営でできるものがないかということです。それで委託する仕事の量を減らせば委託料も減るのではないかという論法ですが、何しろ、バイオガスプラントの維持管理については、専門的な分野でありますので、言い方が悪いですけれども、素人の私たちができることがどこまであるかと考えると、結構難しい部分はありますが、決して諦めることなくそういった研究もしてまいりたい、そういった意味合いでございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 3点目の後段にある収支改善に向けた検討チームでの検討を継続しながら事業の方針を決定したいと考えておりますと。町長は、この5年度に英断をしたいということだから、それはそれでいいでしょう。

収支改善に向けた検討チームの収支改善というのは、いつぐらいまでに改善されるのですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 収支改善に向けた検討チームの大きな柱として、実は肥料の、原料の ための受入れの料金アップ、これについて検討を重ねていたところでございます。

しかしながら、初めの答弁で言いましたけれども、現在、肥料、餌である飼料の高騰によって、今、畜産農家さんが厳しい経営状態にあり、消化液の散布についても、同様に大変厳しい状態で、道東では廃業も余儀なくされる畜産農家も出てきているわけでございます。そういった中で、こちらのさらなる負担というのは、今、非常に難しい状況にございます。これからの状況にもよりますけれども、社会情勢を踏まえて、今後ともできるところからやっていきたい

と考えていますし、農家さんとの協議を踏まえて、少しでも収支改善の方向に行けたらいいか なという思いでございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今までの経緯、収支状況も含めて、当初のときは、前課長と町長の連携は、すごい熱意があったと思います。これではバイオガスもどんどんいけるのだなと思いましたけれども、所管が替わったと同時に、収支がごろっと変わってしまった。この間といったら、このざまですよ。熱意も、当初のときとはなくなった。そんなふうに思うが、それもときの流れで、それも政治ですから仕方がない。それで、令和5年の予特のときでもいいかなと思ったけれども、今このバイオガスを豚の関係、牛の関係、それから液肥を利用している方々は、令和3年度まで7軒ぐらいあったでしょうか。現在はどんな状況になっていますか。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- ○農林課長(井上政信君) 今、バイオガスプラントに関わっている農家さんは27軒です。 この内訳はいろいろありますけれども、原料を提供して、かつ散布先として利用している方 もいらっしゃいますし、ちょっといろいろな構成となってございます。全部で27軒が関わって おります。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番 (渡辺訓雄君) 様々にお尋ねして、それなりに答弁もありました。町長が5年度内に 英断をしたい、それも一つの方法でしょう。それでも、やり取りをしていると、やればやるほ ど泥沼となります。スピーディーな判断と同時に、なかなか難儀だろうけれども、新たな工夫 も含めて同時に前進するように、口で言うのは簡単でありますが、当初の目的もあったわけで す。

最後に、その思いだけをお尋ねして、2点目については終わりにしたと思います。いかがで しょうか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 大変参考になるお話でございます。

先ほども言いましたけれども、甘かったかなという反省は当然あります。ただ、これからの豊浦の農業、エネルギー、町民生活、漁業もそうですけれども、みんな関わってくる問題でございます。温暖化ガスの削減、CO2の削減、災害に強いまちづくり、それにはこの事業が大きな役割を果たすものだと私は思っておりまして、今もその理念は変わっていません。ただ、収支状況が乖離しているという事実については、もちろんのことながら、責任を感じているわけでございます。国でも、これからの農業、日本の農業、北海道の農業については、有機農業を推奨し、今国土のわずか0.25%だと思いますが、それを25%にしていこう。

それから、ロシアのウクライナへの侵攻、世界の干ばつによる穀物の減収、反比例して100億人を超える世界の人口、それを考えていくと、できるだけ日本の食料は日本でつくる、その糧となる肥料も飼料も日本でつくるべきだ、今のような不安定化する世界情勢の中で、日本でつくっていればこんなに物価も上がらないはずです。ほとんどが輸入に頼っているためです。そういう意味で、豊浦で取れる農作物は、すべからく肥料にしても飼料にしても豊浦で生産すべきであり、安定的な食生活の提供ができるという考え方でおります。

アンケートも取りましたけれども、中には肯定的な畜産農家もたくさんおります。

そういう世界情勢の中で、できるだけ地元で取れる有機肥料である消化液を使っていただき、 それで生まれ育った牧草、デントコーンは、自分のところで餌として畜産動物に与え、それか ら排出されるふん尿はプラントに持っていく、そういう循環を目指すべきであり、目指したい と思ってございますけれども、いかんせん、収支状況が乖離している状況でございます。

そういった中で、できるところから少しずつ改善すべきであろうと思っていますし、これからも行動したいと思っています。追いつかない、それには足りないことになるかもしれませんが、そういうことを相対的に考えてR5中に英断をしたい、しなければならないという気持ちです。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 私はこれ以上何も申し上げませんが、町長の弁論というか、自作自演というか、当初の取組も思い出しながら、また、前後左右を考えながら取り組んでいただきたいと思います。

二つ目について終わります。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分 再開 午前11時20分

- O議長(根津公男君) それでは、休憩を閉じて再開いたします。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 3点目の一つ目は、四つの「たい」の実践についてです。

実は、新聞にでかでかと載っていたものだから、いろいろな「たい」という言葉があるのだけれども、それを見たときに、新たな教育長がそれほど意識をして取り組む姿勢に感動したので、具体的に聞いてみようという思いで通告した次第です。

ここに書いてあるとおり、昨年12月に議会で満場一致で同意をされました。それは皆さんが 承知と思いますけれども、今年の1月から任期が令和7年の12月ですから、3年間ですね。教 育長のコメントが記事に掲載されておりました。四つの「たい」の意欲と実践に向けて、具体 的な取組の姿勢を求めたいです。

- 〇議長(根津公男君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西正敏君) 3番目、四つの「たい」の実践についてお答えします。 渡辺議員、ありがとうございます。

四つの「たい」は、「子どもが行きたい」の「たい」、「保護者が通わせたい」の「たい」、「教職員が働きたい」の「たい」、そして「地域の人が応援したい」という学校の実践です。

具体的には、子どもが学校に行きたいという思いは、友達がいるとか、学習内容が分かる、 休み時間が楽しいなど、個人によって違いがあります。その中でも、子どもたちに、自分には 良いところがあるという自己肯定感、自分は周りに認められているという自己有用感を持たせ るため、学校の多くの場面で活躍する場を与え、先生や友達から褒めてもらう場をつくること が大事だと思います。

保護者には、私も3人の子どもの親でしたが、子どもが生き生きとして学校が楽しいという姿を見てもらうために、学校の教育活動を充実させます。先生には、働き方改革を進め、子どもと一緒に学習するのが楽しい、そして、そのことを同僚の教員と話せる、そういう組織をつくります。

地域の皆様には、学校や地域の場で、豊浦の子どもたちはすばらしいですが、挨拶がしっかりでき、素直な子どもたちを見てもらうという場面を多くつくるため、地域に開かれた教育実践を四つの小中学校にお願いしたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** まず、総論でいいのですが、この答弁は私はすごいと思っているのです。何がすごいかといったら、普通は充実させたいと思いますなのですが、「させたい」「つくります」となっています。

この理事者としての姿勢はすごいと思います。スポーツの指導者はみんな「やらせます」「育てます」で、「思います」なんて使わないです。町長は、どちらかというと「思います」「考えさせます」です。

そこで、教育長は、約1年程度、豊浦町のアドバイザーという形で勤務しておりましたね。 アドバイザーとして勤務して、こういう具体的な内容になったのか、あるいは、そういうのが 欠落していたのか、そういう比較をしたときに、アドバイザーになる前のことも含めているの か、総論でいいので、その思いをお尋ね申し上げたい。

- 〇議長(根津公男君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西正敏君) 今、渡辺議員からご質問のあった部分ですが、私は教員37年間の中で、小学校、中学校、そして特別支援学校で勤務をさせていただきました。最後は豊浦町の学校に勤務をしたいということでお世話になったのですが、教員時代からのその姿勢がこの四つの「たい」です。

特に、校長になってからは、地域の方に支えられた学校というものを意識しましたので、四つ目の「たい」を考えの中に入れました。子どもが学校に行ったり、保護者が通わせたい、先生が働きたいというほかに、地域の中の学校ということで、私が教員時代から意識していたところです。

また、アドバイザーになってからは、豊浦の子どもたちは、一生懸命学校に行っていますし、 保護者もすごく協力的ですし、地域の方から応援されているところも見させていただいて、こ の思いが強くなりました。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 私も、学校の通学ルートとか交差点とかで会ったときの挨拶などは、 大人よりいいなという気持ちで見ています。

この気持ちは分かるのですが、逆を返すと、行きたくない人もいるのか、通わせたくない人もいるのか、働きたくない人もいるのか、これは極端な言い方だけれども、働く人にもいろいるいますね。その辺のそちらの思いと、後退的なことだけではなくて、実態も含めてお尋ね申し上げたい。

- 〇議長(根津公男君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西正敏君) 子どもが行きたくない、親が通わせたくない、教職員が働きたくないという逆の思いの件ですが、今の実態を申し上げますと、一昨年度に豊浦町の不登校の子どもは中学校を中心に5名以上おりました。その中で、子どもたちのケース会議等を重ねて、最後には、卒業式に一生懸命頑張りますと列席した生徒がほとんどでした。

今年度は、小学校に行けない不登校の子どもは1名、中学校は2名おります。ただ、その2名の子に対しては、学校のケース会議で保護者と連携を取りながら、教育委員会も教育相談に乗りながら、子どもが学校にどういう形で行けないのか、その思いを聞いて進めているところです。今、子どもたちは、自分の学校に行かれない理由を考えて、保護者と協議しているところです。

豊浦町の先生についてですが、心の病等で休んでいる先生はいません。豊浦町の先生は、子

どもたちとの勉強をすごく一生懸命やってくれていますし、喜んでくれていると思います。できない部分を行きたいと思う部分に、今後も考えていきたいと考えております。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) そのように取り組んでいただきたいです。

今、ふと思い出したのだけれども、私が幼少の頃も学校に行きたくなかったのです。頭脳もずば抜けていないし、何となく行きたくなかった。それでも、幼少の頃に体が大きかったものだから、教師に、「何だ、ずうたいは大きいけども、何もできないのだな」と言われました。誰が言ったか名前は忘れたけれども、そういう記憶があります。

その中で、ちょっと変わったのは指導者の一言でした。「これをやってみたら」「これをちょっと覚えたら」と、なるほどなと。手前みそではありますが、そんなことが脳裏に浮かびました。

期待をしています。口で言うのは簡単だろうけれども、教育長が全てを見るわけにもいかないだろうし、周りの教員たちがそんな思いで取り組むことを期待しております。最後に、そこはいかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 葛西教育長。
- **○教育長(葛西正敏君)** 今、渡辺議員から励ましの言葉をいただきました。そのような形になるように教育委員会、学校を含めまして一生懸命頑張りたいと思いますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** こっちのほうが激励されているようで、なかなか仕掛けの上手な教育 長だなと思っています。仕掛けが上手なのにこしたことはないです。出来レースは駄目だけれ ども、仕掛けの上手な人は伸びていきます。
 - 二つ目であります。

生涯学習推進の姿勢についてです。

毎年、所管で創意工夫をして、可もなく不可もなく普通に業務をしているが、現状の状況を 認識して課題解決に向け実践する具体的な姿勢を求めます。

- 〇議長(根津公男君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西正敏君) 生涯学習推進の姿勢についてお答えします。

生涯学習は、学校に通っている子どもだけではなく、小さな子どもから高齢者まで、全ての世代の学習と考えております。いろいろな学習の機会やスポーツ、文化面で「分かった」「できた」「うれしい」と思えるような活動を推進したいと考えております。

具体的には、一部ですが、小さな子どもたちへの読み聞かせ等の読書活動、餅つき等の日本独自の体験、高齢者の皆様には、とようら大学で、学生の皆様からの希望を聞きながら、新しい取組を入れながら、体験活動を考えております。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 率直に、まず1点目を聞きましょう。

後段の学生の皆様からの希望を聞きながら、体験活動を考えておりますというのは、隣に課 長がいますけれども、今まで希望を聞いて取り入れたことはないのか、そこをお尋ねしましょ う。

- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** とようら大学につきましては、今年で50年目ということで、 50回やっていますので、その中で毎年いろいろなお話を聞きながら、プログラムといいますか、

授業を開催していますので、今後も意見を聞きながら進めていくということで、教育長から答 弁させていただいているところでございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 私自身が究極に詰めるとか、そんなことではないのです。課長も務めてから2年ぐらいたっていなくて、50年だから、その経緯が分かる方は少ないと思っています。例えば、課長等が替わるときの引継ぎの中で、高齢者大学をこういうように改善しようとか、こういう声があったとか、なければしようがないかもしれないけれども、無責任な人が多い場合があるのでね。それらの声というのは、受け止めているのですか、これからやるのですか、そこをお尋ねしよう。調べなかったのですか。
- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 具体的に、とようら大学に対して、課長同士の引継ぎは、細かい部分ではしていない状況でございます。私の場合は、そういう形になってございました。ただ、係長とか社会教育主事とか実際に授業をやっている担当がおりますので、そちらのほうでは引継ぎながらやっていると理解してございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 後段にある希望というのは、そういう過去のことも取り入れる、あるいは新しいものも取り入れるのか、今は具体的にどんな思いなのですか。
- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 具体的に言いますと、大学につきましては、4月に開校式という形で始まりまして、3月に修了式ということで、毎月1回やってございます。その中で、小学校の子どもさんとの交流とか、高齢者の方が結構希望されている習字とか、防犯教室とか、今回はタブレットを活用した学習とか、町の防災だとか、減災だとか、あるいは軽スポーツでスリーAとかフロアカーリングなどについても学習してございますので、軽スポーツについても、こういうことをやりたいという話がありましたら、実際にやっている状況でございますので、今後については、新しいものについても、できる範囲で、学生の意見を聞きながら進めていきたいと考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 話がうまくなりましたね。教育行政だから、幅広いということもありますからね。

これは前にも言ったことがあるのだけれども、名前を出したらちょっと失礼かもしれないけれども、世界の貝に関わっていた方がいましたね。あの人の話術なのか、何か特技なのか、すごく人気があるようですね。おばちゃん、おじちゃんたちから、面白いのだという生の声を聞いたことがあるのだけれども、課長はお会いして聞いたことがありますか。教育長でもいいです。

- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 私も観光の担当をしていたことがありますので、そういうところでちょっと関わったこともありますし、元の学芸員さんなので、基本的な話術というか、講話などは何回も聞いたことがありますし、知っている方でございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** みんなそうだと思うのだけれども、私もそれなりの年齢になったし、いつまでも元気だなんてことはあり得ないので、自分は自分で自助努力で様々なことをしているのですが、面白いとか、楽しいとか、それについては**多**少のお金がかかるかもしれませんが、

そういうまちづくりというか、学習というか、そんなことを期待していますので、取り組んで もらえればと思います。

それで、軽スポーツと言ったのだけれども、各学校で、いろいろな回覧の中に春夏秋冬の状況を示されていますが、それはそれとして、私から見ると冬の軽スポーツがちょっと足りないのではないかと思うのです。室内は室内でそれなりにやっていると思うが、例えば、グラウンドを利用したり、外の軽スポーツ、何をするにしても時間とエネルギーと費用はかかると思いますが、そういう場所でやるとか、好き嫌いもあると思いますが、さっき軽スポーツと言っていたものだから、やっていないということではなく、いろいろやっていますが、そこの思いはいかがなものでしょうか。

- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 今、議員がおっしゃられたとおり、冬の外のスポーツについてですね。中についてはミニバレーとか玉入れとか、いろいろやってはいるのですけれども、外についてはなかなかできていない状況になっていますので、次年度に向けては、町民グラウンドを活用して、雪の状況にもよるのですけれども、雪山を何か所かつくって、子どもさんたちに遊んでもらうようなことを課の中ではしていますので、そういう部分について令和5年度にはやっていきたいと考えているところでございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 早く終わらせようと思って、考えていますとか、検討しますというのですけれども、大丈夫ですか。

これは、今までに何十回も言っていますが、スポーツセンターにこだわることはないけれども、健康づくり、インストラクターまでは要らないですが、健康づくりの基本を指導できる人です。私は、文武両道の中で、職員もやるというのは大変ですよ。教師もやるというのも働き方改革等々、誰がやるにしても、1人で二つも三つも四つものわらじは履けないです。

私は、その取組のために、今年からあちこちの予算をかき集めて人を雇用するというのも一つの手であると思います。それでも、月に何日かはそういう人が来ますとか、子どもたちでも好き嫌いがありますし、各スポーツ団体もあります。それはそれでいいのですが、ひきこもりとか、行きたくない子どもたちを町で拾ってあげて、チャンスを与える、仕掛けていく、それはあなたたちの仕事ではないかといつも思っているのですが、そこはいかがでしょうか。

- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 議員からは、前からもスポーツセンターとかドームの管理人さん的な人で、インストラクター的な人はどうなのかという話も聞いたことがございます。内部的には、今、各施設で会計任用職員を募集しているのですが、人材不足で人がいない状況にもなってございますので、次年度以降といいますか、例えば、地域おこし協力隊の制度を活用して、有資格者を募集して、管理人的なこともやってもらおうということを内部的には話してございますので、その辺も含めて、来年度以降に考えていきたいと思っているところです。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) これは令和2年12月ですから2年も前です。ここに、たまたまコロナもありました。さっき言っていたスリーAも載っています。それから、私はインストラクターと言っているのではなくて、体を健康にするとか、体力づくりをする指導者です。そういう人は、飛んだり、走ったり、投げたりはできるのです。もし必要であれば何かお役に立てるところがたくさんありますので申し上げておきますが、スポーツ推進委員とかスポーツ協会などの団体と連携するのもいいのです。現実にそういった趣旨で仕掛けて、そういう子どもたちを拾

ってあげる人というのは職員では無理ですから、時間帯も含めてできないですから、そのことを言っているのです。私が言うのが全てだと思っていませんので、そういうふうに創意工夫をするということですが、そのときには、指導員を置く考えはございませんともう断言した言い方でした。それから何もしていないのです。教育長、そこはどうですか。

そういうふうに仕掛けて拾い上げて、チャンスを与えてあげる、そのためにそういう健康指導のできる運動士だね。そんなに難しいライセンスではないですが、そんなものはいかがですか。検討するということは聞きました。

- 〇議長(根津公男君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西正敏君) 今、渡辺議員から教えていただいた部分ですけれども、スポーツ推進委員というところは、道の教員を派遣する事業もありますので、その部分は希望を出しながら、豊浦町に来てもらうことも考えたいと思いますし、昨年度から子どもたちの今のいいところを引き上げてもらうということで、陸上の指導者に豊浦小学校に来てもらって、子どもたちに走り方とか楽しさを教えてくれているということがありますので、今年度も、そういう外部の方に放課後に来ていただきながら、子どもたちにスポーツをすることの楽しさとか、子どもたちのよさを引き上げてくれるところも指導者に位置づけて行いたいと考えております。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 二つ目について終わりますが、課長、期待していますので、連携して 取り組んでください。

三つ目であります。

幼小中一貫教育の実態と現状などについてであります。

質の高い幼小中一貫教育を取り組みましたが、実態と現状の認識と同時にPDCAを含め答弁を求めます。また、現状に合った質の高い実践のできる方針があるかないか、姿勢を求めます。これも、マスコミにちょっとアップで載っていたものですから、本当の思いや熱意を具体的にお尋ね申し上げます。

- 〇議長(根津公男君) 葛西教育長。
- **〇教育長(葛西正敏君)** 幼小中一貫教育の実態と現状等についてお答えします。

豊浦町は、以前、豊浦幼稚園があった時代、幼小中一貫教育の指定を受け、取り組んでいました。現在は、小学校と中学校が合同で学習するジョイント学習、中学校の先生が小学校に行って、小中合同の先生による乗り入れ授業、三つの小学校の児童が修学旅行とか宿泊学習というような行事も含め一緒に学習する交流学習の形で進められています。ただ、課題として、保育所やこども園から小学校へのスムーズな移行、小学校、中学校の9年間を通してどんな子どもを育てていくのかという共通の認識を持つことが課題です。

そこで、今年度は、小学校、中学校のコーディネーターの会議に、保育所やこども園の先生に参加してもらって、情報共有とか子どもたちとの交流を図ります。また、小学校、中学校の発達段階に合った学習や生活の指針を作成します。今まで、「きずな」「スクラム」というものがありましたが、かなり時間がたっていますので、新しいものを見直します。

さらに、やまびこと連携して、特別に配慮が必要な子ども支援ファイルを作成し、幼保小中 一貫教育を進めます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 私も教育には無知なので期待をしていますが、四つの「たい」、生涯学習、それから、幼小中一貫教育も含めて、子どもたち、あるいは保護者、町の人によかったと思われる取組を期待していますので、期待に沿っていただくよう頼んでおきます。これは総

論であります。

そこで、義務教育というのは、私学と違っていろいろな校則があるのかなという思いもありますが、豊浦町で取り組んだのは、平成何年でしょうか、たまたま一冊の本があったのです。 それで、ふと思って、このたび通告をしたのですが、幼は別として、小学校と中学校合同の乗り入れ授業というのは、具体的に言うとどういうものですか。また、どの程度乗り入れ授業が開催されているのか。そこも含めてお尋ね申し上げます。

- 〇議長(根津公男君) 葛西教育長。
- **〇教育長(葛西正敏君)** 乗り入れ事業についてお答えします。

教科の先生は、中学校の英語の先生とか、中学校の理科の先生、中学校の体育の先生、中学校の社会の先生と、いろいろな教科の先生が小学校の内容を小学校の先生と一緒に、中学校ではこういう学習をするとか、小学校と中学校の先生がチームティーチングで子どもたちを指導するとか、小学校の学習の内容が中学校に行ってさらに発展する形になっていますので、中学校ではこのような学習をするよとか、体育で言えば鉄棒の逆上がりで、中学校の体育の先生がこのポイントをうまくやったらみんなできるよと教えたら、子どもたちができてすごく喜んでいるのですけれども、そのような形の乗り入れ授業を行っているところです。

年間を通しますと、各教科で1回か2回は行っているところです。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 年に1回か2回では、成果が出るものと出ないものがあるのではないですか。見ていて、どうですか。
- 〇議長(根津公男君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西正敏君) 年間の回数は多く取られないのですけれども、今問題となっている 小学校から中学校へスムーズに移行できない中学校クライシスという問題がありますが、中学校の先生が小学校に来ることで、小学校の子どもたちが中学校にスムーズに上がれると。言葉が悪いですが、中学校の先生は怖くないとか、中学校に行って中学校の先生と学習するのは効果があると考えます。教科の内容よりも、そちらの部分に効果があると考えます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 教育のことについては、これ以上やっても教育長に全部切り返されるので、引き際が大事だと思っていますが、本当に無知なのでお尋ねしました。事情があって多くは取れないのだろうけれども、それが前進にするように期待しています。

最後に教育長に伺いますが、豊浦幼小中一貫教育研究会、豊浦町小中一貫教育研究会という 組織は今でもあるのですか。ちょっと表に見えないものだから、この場でお尋ねしておきます。

- 〇議長(根津公男君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西正敏君) 幼保小中一貫の組織はございません。ただ、小学校と中学校の先生が町の教育研究会の中でそのような合同の取組を行っていますし、保育所や幼稚園の先生はその組織の中には入っていませんけれども、保育所とかこども園に出向いて子どもたちの様子を見たり、逆に保育所や幼稚園の子どもたちが小学校に来るという保育所とこども園と学校間のつながりは持てるような形になっております。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** ともあれ、私も言うのは簡単でありますけれども、期待していますので、前進するように頼んでおきます。何でも組織をつくればいいというものではないので、今言ったような内容で、少しでも見える形にしてください。

3点目については、まだ時間がありますけれども、これで完了いたします。 以上です。

○議長(根津公男君) これで、渡辺議員の一般質問を終わります。 ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時00分再開 午後 1 時00分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

次に、山田秀人議の発言を許します。 山田議員は、質問席に移動願います。

山田議員。

〇1番(山田秀人君) 一般質問を行います。

私の質問は、大きく分けて5点に上ります。

冒頭に、最近の国から地方政治を巡っての情勢について言っておきたいことがありますので、 述べておきたいと思います。

1月23日から通常国会が始まりました。岸田政権と本格的な論戦が開始されたわけであります。岸田首相は、歴史の分岐点に当たると強調して、防衛力の抜本的強化に向けた強い意欲を示しました。憲法9条を壊し、日本を再び新しい戦前に追いやろうとする岸田政権の大軍拡を私たち国民は見逃すわけにはいきません。

物価の高騰で、住民からは悲鳴が上がっています。一方で、労働者の賃金は上がらず、年金 も実質的に減少するなど、暮らしの問題も深刻であります。

今の医療体制の中でのコロナの5類への移行は、医療機関や介護施設等への負担を増やし、 医療費の負担増で受診抑制を招きかねないなど、住民の命を危険にさらしているものでありま す。暮らしも命も自己責任で、政治の責任を投げ捨てることは許されるわけではありません。

このような状況下の中で、私から質問をいたします。

一つ目は、子育て支援対策についてであります。

放課後教室、学童保育の送迎は、大岸や礼文華、北部地区の利用者を対象として子育て支援 対策として実施されており、保護者の負担軽減を図っております。

次のことについて伺います。

アとして、利用状況ですが、地域ごとの利用率をお示しください。

イとして、全ての児童が利用できる環境を整備すべきだと考えますが、どのような方策を講じているのか、伺うものであります。

なお、答弁者については教育長もということで私は要求しておりますが、子育て支援、福祉だけではなく、教育的な観点からの就学前教育、また児童の教育など、生涯学習における様々な生活の中で、子どもたちの子育てをどう支援するか、そういう意味から出席を要請したところであります。

答弁を伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 1点目の子育て支援対策についてお答えいたします。

1点目の地区ごとの学童利用率についてでございますけれども、大岸小学校児童16名中2名の利用で13%、礼文華小児童9名中3名の利用で33%、北部地区の学童利用児童は1名でござ

います。大岸・礼文華地区については、学童への送迎を行っております。また、放課後子ども 教室には、北部地区3名、大岸地区1名が利用、ジュニアスポーツクラブには、北部地区6名 の児童が利用されてございます。

2点目の全ての児童が利用できる環境を整備する方策についてですが、学童などを利用する 児童の状況を把握した中で、関係各課と連携調整し、送迎対応車両や運転手の確保を図ってお りまして、今後も保護者の負担軽減に努めてまいります。

〇議長(根津公男君) 山田議員。

○1番(山田秀人君) 学童保育とか放課後教室に通う児童生徒の送迎については、かつて、もう5年ぐらいになるでしょうか、議会に請願がありまして、ぜひこれは本町にいる子どもたち、それ以外の地域の大岸、礼文、北部の人たちが同じような条件でそこへ通えるような保障をすべきだということで請願書が上がって議会でこれを採択し、行政に実施するようにということで、この件については、今、行政としては、それを基にして子育て支援対策を実施しているということであります。

実施率といいますか、参加率を見ますと、33%の利用とか、そういう方々までにしかなっていないわけであります。私は、ここで言っているとおり、全ての児童が利用できる環境といいますか、皆さんがそこに通えるような環境をつくるべきだということで質問をしましたが、つまり、利用をしたくても保護者の仕事のためになかなか送り迎えができないと。今は、迎えに行くことはやっているけれども、帰りは保護者の皆様が迎えに来て、いろいろばらばらだから迎えに来てください、そういうような状況なのですね。ですから、やはりここには大きな隔たりがあるのです。ここは、いわゆる子どもたちを健全な育成を図るために、その状況を社会が整えてあげる、そのための行政が果たす役割は非常に大きいわけであります。保護者の仕事のため、なかなか帰りは車を出せない、だから、あそこには通えないのだというような子どもたちがまだいるということであります。こういうものを利用できないケースがあるのではないかということです。

いかがですか。把握していますか。

〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。

〇町民課長(竹林善人君) 学童などの送迎の部分でございますが、学童保育、また子ども教室、スポーツクラブなどの帰りについては、利用される保護者の方にお迎えに来ていただいているのが現状でございます。その中で、帰りのお迎えができない部分の把握については、現在、私どもでは確認が取れておりません。その中では、今後そういう方の要望などを、学校などを通じて利用したい方の希望など、今年度はアンケートなどを取りながら把握したいと思います。

〇議長(根津公男君) 山田議員。

〇1番(山田秀人君) 私が前段に申し上げたのは、通いたくないとか行かせたくないというのは別ですが、町として、社会として、そういう環境を整えるべきなので、今、アンケートを取るというか、帰りの人がどうなっているかを調査すればすぐに分かるわけですから、それは大いに把握してやるべきだと思います。迅速な行政の対策ですね。こういうことになっていますから、帰りも皆さんを保障します。だからこういうところへ寄せてはどうですかということなのです。

かつて、教育長に就任される前は、たしか寺子屋教室か何かをやっていたと伺っています。 そういうものもあって、学校を終わって放課後の学習、いろいろな体験、そういうものをぜひ 子どもたちに豊浦の田舎のよさというか地域のよさを教える、こういうものが大切だというこ とですから、これを積極的に進めていくという意味で帰りも保障するということになるわけで す。それをやらないで、ただ来てください、あとは自己責任でやってくださいというような感じがするのですが、そういうことを含めて考えなければならないということです。そういう意味では、どうですか。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 帰りの部分については、時間帯が6時以降とか、ちょっと暗くなる時間帯に大岸・礼文地区に送って行ったときに、保護者の方が必ずお迎えに来ていただくとか、そういうところが確保できなければ、私どもの車両で行った場合の対応にも不安がありますので、利用する方々のご要望をきちんと聞いた上で今後の支援を考えていきたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 保護者のご要望を聞くのはいいのですが、安心して預けてください、通わせてください、送りも保護者の皆さんのご要望に応じてやりましょうというお互いの合意をきちんとしながら、無理難題は別ですけれども、そういうことをやってこそ、子育てをきちんとするというか、援助するというものが必要にならないのかということです。ぜひそれは実施していただきたいと思うわけですが、教育長、子どもの一日の生活スタイルを考えると、保障するという観点から、送り迎えをきちんとすべきだと思うのですが、いかがですか。
- 〇議長(根津公男君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西正敏君) 今、山田議員がおっしゃられた送り迎えの件ですけれども、今、この議会でも、学校に迎えに行ってその寺子屋に来たり、あとは放課後子ども教室に来たり、ジュニアスポーツに来て、活動している子が大岸・礼文地区、北部地区に何名かいらっしゃいます。帰りについては、今、保護者が迎えに来ていただく形を取っているのですけれども、可能であれば送り迎えの部分も必要だと思うのですが、帰りに送って行ったときに保護者がいらっしゃるかどうかも含めて考えていかなければならないと思います。

子どもたちの放課後を保障するという考えはすごく大事ですが、保護者が農家とか漁家で仕事場にいらっしゃって、お家にいないところに送っていくということもありますので、そこを十分考えながら進めていかなければならないと考えています。

〇議長(根津公男君) 山田議員。

○1番(山田秀人君) 今、教育長がおっしゃったように、帰りに送るときにどこに子どもさんを降ろしたらいいかということです。それは、保護者と十分に話をして、うちの子どもはここに遊ばせておいてもいいよということも含めて、お互いの合意形成を図るということだと思います。ぜひこれは実現してください。実際に大岸ではそういうものがないので、元の旧大岸鉱山分校の前でずっと遊んでいなければならない子どもさんもいたという連絡があって、何とかそういうことも防いでもらいたいという話です。今日は、それに基づいて質問をしたわけであります。ぜひ実現するように、早急に手を打っていただきたいということであります。

一つ目は、以上であります。

次に、マイナンバーカードについての質問であります。

マイナンバーカードについては、経済財政運営と改革の基本方針2022で、2022年末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下、マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高めて取組を進めるということを政府は言っております。また、オンライン資格確認について、保健医療機関や薬局に2023年4月から導入を原則として義務づけるとともに、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むことで、最終的には保険証の原則廃止を目指すという内容を盛り込んでいます。

また、総務省自治財政局交付税課は、2023年度からマイナンバーカードの普及状況を踏まえ

ながら、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要 の算定に反映することも検討するということで、いわゆる交付税を盾にして自治体を恫喝して いるということであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律は、マイナンバーカードが、住民基本台帳に記載されている者の申請に基づき発行、そして交付されると定めております。申請するか否かは住民の任意ですから、マイナンバーカードの交付申請をしない選択をした住民が不便を感じて申請せざるを得ないような生活環境を国が整備することは、番号法に違反するおそれがあります。

また、今日の新聞赤旗の報道によりますと、岸田内閣は7日に閣議決定をしたということであります。つまり、マイナンバーカードとの一本化に向けて、カードを取得していない人に、 保険証に代わる資格確認書を発行する、こういうことを内容とした関連法改正案を閣議決定したと報じられております。

つまり、マイナンバーとひもをつけた公金受取口座の登録を加速させる制度もこれに盛り込んでいます。年金給付などで把握済みの口座について、本人に登録していいかどうか事前確認し、不同意の回答がなければ同意したものとみなすということもこの閣議決定の内容にはあるということが報じられております。

それでは、ア、現在の交付枚数及び申請数についてです。

総務省は、11月28日、マイナンバーカードの取得申請が去年の27日の時点で、7,568万341件となり、人口の60.1%に達したと発表しました。年内に8,000万件台に乗せる目標を掲げています。カードの申請の急速な伸びは、年内に申請すればマイナポイント2万円が付与されるということでありました。膨大な税金を使ってマイナンバーカードの普及を目指す異常な事態となっております。

質問です。

現在の本町における交付枚数及び申請数と普及率について伺うものであります。また、取得 理由についてもお示しください。

次に、イとして、年代別交付枚数について伺います。

マイナンバーカードを所持することによる利便性を強調し、国民がカードを使わざるを得ない状況をつくり出すため、マイナンバーカードを健康保険証としても使用可能にするなどの健康保険法等の改正や、戸籍事務とマイナンバー制度を結びつける戸籍法改正、行政の手続や事業に用いる情報を紙からデジタルデータに転換して、オンライン化を原則とするデジタル手続法を2019年の国会で成立させました。2021年のデジタル改革関連法でも、カードの機能をスマホ搭載可能とするなどの項目を盛り込み、今年の道路交通法の改正では、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に関する規定も設けています。カードの取得目的はそれぞれの年代で異なると思いますが、年代別の交付枚数について伺うものであります。

ウとして、マイナ保険証の登録数についてであります。

カード取得申請時にカードの機能として保険証の機能を登録されている交付枚数はどれだけ あるのか伺うものであります。

エとしては、医療機関におけるマイナ保険証読み取り機器の導入数についてであります。

保健医療機関、薬局におけるオンライン資格確認機器の導入状況について伺うものであります。また、機器導入による医療機関、薬局に対する助成制度の有無についても伺うものであります。

オとして、マイナンバーカードの目的についてであります。

政府は、デジタル関連法で、マイナンバーの情報連携を拡大し、法改正がなく進められる政府が管理運営しているウェブサイト、つまり、マイナポータルを入り口とした情報連携を拡大し、あらゆるデータを集積しようとしています。これに、マイナンバーの鍵機能が必要なため、カードの取得推進策が講じられています。目の前にポイントというニンジンをぶら下げて推進しています。なぜ、これまでしてマイナンバーカードの取得を国民に勧めているのか、本町の見解を伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 2番目のマイナンバーカードについてお答えいたします。

1点目の本町における交付枚数、申請数、普及率についてですが、令和5年2月19日現在、 交付枚数が1,970枚、申請数が2,329枚、普及率が52.8%です。また、取得理由につきましては、 ポイント取得のため、身分証明書、保険証としての利用が主な理由となっております。

2点目の年代別の交付枚数についてですが、個人のマイナンバーカード取得状況を検索する ことができないため、回答はできません。

3点目のマイナ保険証の登録数についてですが、こちらも、個人での登録となり、役場では 登録数を確認できないため、回答はできません。

4点目の医療機関におけるマイナ保険証対応機器の導入数についてですが、国の資料で近隣状況は、虻田郡で53.1%、有珠郡で66.7%、伊達市で55.7%、室蘭市で40.9%の導入状況となってございます。また、機器導入に係る助成制度についてですが、顔認証つきカードリーダーが1台から3台まで無償提供され、導入台数により、その他経費の2分の1相当が補助されております。豊浦町国保病院につきましては、昨年度に導入済となっております。

5点目のマイナンバーカードの取得についてですが、マイナンバーカードは任意の取得となっております。町としては、マイナンバーカードを取得したい町民の方々への支援体制を整備しており、取得後の支援につきましても、随時、広報などで情報提供をしております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) マイナンバーカードの目的についてですが、直接は答えられていないと思います。つまり、なぜこのカードの目的なのかということですが、その回答として、マイナンバーカードを取得したい町民の方へは支援体制を整備するということですけれども、マイナンバーカードの目的は何なのかということを聞いているわけです。どうしてマイナンバーカードの取得を急いで国民に勧めるのかというところが問題なのです。そこら辺の認識というのはどういうふうにお考えですか。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** マイナンバーカードの取得につきましては、マイナンバーカード を利用した行政事務の手続を簡素化するために、マイナンバーカードの利用を推進しておりま す。

その中で、今後、保険証の利用やその他の手続をデジタル化していくためにも、今後、マイナンバーカードを取得していただきたい理由として考えております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** マイナンバーカードを持たせることによって、情報の漏えいやカードを紛失したときの対策がまだまだ遅れているということが大きな問題なのです。ですから、そこのところをきちんとやらない限り、マイナンバーカードを持つことによっての不安や懸念がある方々もいるということです。ですから、あえてニンジンまでぶら下げて、そこにカードを求めていくということはすべきではないのではないかということです。

それから、マイナンバーカードは、任意の取得となっているというくだりです。マイナンバーカードを多く普及した自治体に地方交付税を多く配分する国の政策がここに如実に表れているのです。これは、カードを持たない人を公共サービスから排除することにつながるわけです。

政府は、地方に配る地方交付税のマイナンバー利活用特例分、これは500億円を増額しています。そして、カードの普及率が高い上位3分の1の自治体に割増して配分するということをやろうとしています。その理由について、政府は、コンビニでカードを使って各種証明書を交付する際の割引策など、交付率が高いほど財政需要が多く経費が多くなるということを言っているわけです。

そういう傾向にあるから交付税を配分するのだということです。これは、住民の利便性のためではなくて、カードの利活用を促すためのものであって、財政需要が膨れ上がるものであるということで、いわゆる経費がかかるということです。だから、無駄な話なのです。豊浦も、先ほどの質問で普及率の回答がありました。たしか60%にいっていないはずですよ。そういうような回答でしたね。ですから、持たない人があっても当然にいいわけであります。

こういう状況で、もう一つは医療機関ですよ。豊浦は国保病院以外にも、歯医者さんもあります。そういう中でのマイナンバーの医療機関の対応機器ですね。これはカードを持っている人がそっちへ行っても、対応機器がなかったら困るわけです。そういうケースがあり得ると思うのですが、どういうふうになるのですか。そこら辺のところはご存じですか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 現在、やはり医療機関に行っても、マイナンバーカードが使えないところが存在しております。今は、既存の保険証を再度提示しなければいけないので、そこへ行った方々にはかなり不便がかかっている状況でございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) これは北海道新聞ですよ。マイナ保険証の義務化は違法であると東京 地裁に提訴しているのです。つい最近の記事ですよ。

ですから、国は医療機関に対して、マイナ保険証を使って患者がどの保険制度の資格を持っているかをオンラインで確認できるシステムを整備するよう義務づけたわけです。システム整備には費用がかさんで、個人の病院とかが廃業を余儀なくされる医療機関も出てくる。これは、法律で立法したわけではなくて、政省令で対応した、これは憲法違反だということで、東京の保険医協会というところの須田会長だったと思います。副町長と同じ名前ですけれども、ご親戚ですか。

オンライン確認は、患者情報の流出にもつながりかねません。マイナ保険証は本当に医療のためになるのか、そこまで東京の保険医協会の会長さんがおっしゃっています。

ですから、こういうものを4月1日からやるといっても、室蘭を含めた地域では、マイナ保険証は使えませんとか、そういう張り紙をしているところがまだたくさんあります。ですから、マイナンバーカードを持たない人と持つ人と格差なく扱わなければならない、こういうことが自治体における責務だと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 町といたしましては、マイナンバーカードは任意取得のものでございますので、あくまでも住民の方が不便にならないよう役場では支援体制を敷いております。 その中で、医療機関につきましては、かなりの設備投資が必要となってきますので、町といたしましては、医療機関に対してなかなか進言できていないのが現状でございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。

〇1番(山田秀人君) マイナンバーカードについては、国のデジタル化の方針も相まっていますから、自治体独自ではなかなか解決できないという面もあります。全体としては、そういう状況にあるということを述べておきたいと思います。

次に、個人情報の保護に関する法律施行条例について伺います。

政府は、2021年5月に成立させたデジタル関連法で、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業にAIで分析させ、儲けのタネにさせることをデジタル改革の名で進めようとしています。関連法の中の重要な柱の一つが個人情報保護法の改定です。自治体の個人情報保護条例が、それぞれ設けてきた個人情報の保護の規制がデータ流通の支障となるとして、改定された個人情報保護法の全国的な共通ルールの下に一元化するとしています。政府は、自治体に、2023年4月の改定法施行に間に合うよう、条例の改廃を求めています。本町の個人情報保護条例も、個人情報の収集は本人から直接収集するなどの収集の制限や目的利用・外部提供の制限、オンライン結合の制限などが定められ、例外とする事例は、個人情報保護審査会の意見を聴くことなど定められています。

個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきであり、プライバシー権は 憲法が保障する基本的人権でもあります。

アとして、個人情報保護法改正の目的についてであります。

改正以前の個人情報保護法では、個人情報の取扱いに当たって、利用目的をできる限り特定 し、いわゆる制限するわけですが、第三者への提供はあらかじめ本人の同意を得るということ を原則としています。収集した個人情報を本人の同意を得ずに、当初とは異なる目的のために 流用したり、無断で第三者に提供したり、必要以上に大量の個人情報を収集したりすることは 違法とされ、一定の規制がこれまでは設けられていたのです。ところが、これらの個人情報を 守る措置などは、今度の法律改正では担保された上での改正となっているのか、その改正目的 について伺うものであります。

イとして、個人情報の保護に関する法律施行条例の目的についてであります。

国の個人情報保護法の改正を受けての改正となると考えますが、本町の施行条例の目的について伺うものであります。

ウとして、現行条例の改廃に関する個人情報保護審議会の議論についてであります。

本町の個人情報保護条例には、その目的として個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱うべきものとし、個人の尊厳の確保に不可欠であること、実施機関が保有する個人情報の開示や訂正及び利用停止を請求する権利をうたっています。ところが、議案第7号の個人情報の保護に関する法律施行条例にはこのことについて載っていません。このような重大な変更に対し、審議会での議論はされたのでしょうか、伺うものであります。

最後に、パブリックコメントの実施について伺います。

個人情報保護条例の変更に際し、町民の意見を聴くなどの対応はされたのか、伺うものであります。パブリックコメントは実施されたのですか、伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 3点目の個人情報の保護に関する法律施行条例についてお答えいたします。

1点目の個人情報保護法改正の目的についてですが、個人情報の保護に関する法律は、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念や個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、 国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等について、遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創 出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることに配慮しつつ、 個人の権利、利益を保護することを目的として、令和3年度に改正されました。

この法改正を受け、令和5年4月1日から個人情報保護制度が法に基づいた全国統一のルールとなります。個人情報を守る措置については、法第61条第1項において、「行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」、同条第2項において、「行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」と規定しておるところでございます。このことからも、個人情報を守るための措置はされていると考えてございます。

2点目の個人情報の保護に関する法律施行条例の目的についてですが、法改正を受け、本町においても法の施行に関し、必要な事項を定めるため、豊浦町個人情報の保護に関する法律施行条例案について、今回の3月定例会に議案を上程しているところでございます。

3点目の現行条例の改廃に関する個人情報保護審議会の議論についてですが、法第3条におきまして、基本理念として、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」と規定されているところでございます。

また、法第76条、90条、98条において、個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求権について規定されておるところでございます。新条例案は、法を運用するための施行条例であることから、これらの法で規定された全国統一のルールに基づき、個人情報保護を行ってまいります。なお、法に基づいた施行条例であること、現行の豊浦町個人情報保護条例の改廃時に、豊浦町情報公開・個人情報保護審査会へ諮問する規定はないことから、当該審査会での議論は行っておりません。

4点目のパブリックコメントの実施についてですが、前述のとおり、法で規定された全国統一のルールに基づいた施行条例であることから、町独自でのパブリックコメントは実施しておりません。

〇議長(根津公男君) 山田議員。

○1番(山田秀人君) 今回の個人情報の保護に関する法律の施行条例の目的というのは、今、答弁でおっしゃったように、データの利活用と個人情報保護の両立が要請されているにもかかわらず、国、地方、民間、今まではこの3者の法律が別々にあったわけです。これを個別に規定していることでデータの利活用が守られていた、つまり、統一することはまずいということで、きちんと制限したために、なかなか利活用が進まなかった。だから、国は、この規制を撤廃して、その法律を一元化して、何とか企業も使えるようにするというのが今の法律なのです。ですから、今まで三つの法律があったのですが、一番ネックになっているのが地方自治体の条例なのです。個人情報は本人から直接収集するという収集の制限、集めるための制限、それから、目的外利用とか外部提供の制限、外に出したりということですが、そういうものをきちんと制限しているのです。それから、オンライン結合の制限も原則定められていたのです。

この自治体ごとの特徴ある規定がデータ流通の支障になるということで、これをリセットして、今まで制限していたものを全部やめて、データの利活用を成長戦略に位置づけて、外部提供して、企業にAIで分析させて、いわゆるビジネスチャンスをここにつくるわけです。儲けのタネにするということです。これを、安倍政権以来のデジタル改革を国の名で進めてきたのです。そのために、本町の保護条例も改悪して、保護法に一元化するということになっているのです。法律が条例をも縛っているということです。ですから、一元化をすることによって、

本町の保護条例の優れた点が、今まで制限したところがなくなるわけですね。

どのような優れた点があるかということを今述べたわけですから、保護法に一元化することによって、本町のメリット、デメリット、町民へのメリット、デメリットがあれば、ぜひお述べになってもらいたいのです。どういうところにメリット、デメリットがあるのか、そのことをご答弁ください。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 特に難しいのが、メリットのほうだと思います。国は、データの 流通ということでは、活用という部分でのメリットを言っておりますけれども、実際にそれを 豊浦町でやるとなると、個人情報の管理上の問題といいますか、リスクが増すことは間違いな いということで、そこのデメリットが一番心配なところです。

ただ、本町のこの条例においては、先ほど議員がおっしゃった、一番心配されているデータの流通という部分においては、今、豊浦町としてはそういった計画もございませんし、先ほども申しましたリスク管理の対応が難しいということで、今回の本町の条例からは盛り込まなかったということでございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 私は、個人情報の保護、プライバシー権は基本的人権であるということを先ほど述べました。プライバシー権は憲法が保障している基本的人権だというのは、例を言いますと、就職情報サイトにリクナビというものがあります。そこが、就活の大学生の閲覧記録を分析して内定辞退率を本人の同意なく採用企業に販売していたということがあったのです。つまり、現在の社会では、本人の知らないところで個人情報がやり取りされているということです。ビッグデータ、AIを利用したプロファイリング、人物像の推定やスコアリングという点数化によって、個人の人生に大きな影響を与えている事態を引き起こしており、こういうことがあらわになっているのです。そして、今求められているのは、情報の自己コントロール権を保障する仕組みであるということまで求められているのです。

ですから、今、単に法律が一元化したから何とかうまくいくのではないかということには当たらないのではないかということです。

次に、個人情報保護法の改正を受けての施行目的ということです。条例を改正法に基づくものにするために、個人情報保護委員会事務局、これは上の政府の段階ですが、それと総務省自治行政局から資料が送付され、その説明会も行われていたということです。

豊浦の役場の職員がそこに参加したかどうか分かりませんが、令和3年7月に行われました。令和3年改正個人情報保護法の施行準備について、この説明会の中で、市町村長が条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許されないという説明がされているのです。そして、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条件を定めることは今回の法改正の趣旨から許容されない。つまり、制限することは駄目なのです。これは、オープンにしなさいという言い方です。

だからこそ、条例の名称も、豊浦町個人情報保護施行なのです。法律を施行するための条例という格好になっているのです。ですから、法律に沿うための条例にすぎないのです。これで国が法律を定めて、そのまま市町村は従順に条例をつくってやりなさいということなのです。この条例は、定義の規定は一切ないのです。法律が直接そこに書いてあるからです。条例に全く書く必要はないとさえ言っています。こんな条例に自治体や町民に何のメリットがあるのかということです。

ですから、本当にこれでいいのかということです。法律に詳しい総務課長ですから、このこ

とを今言っただけでも大体分かると思います。そう思いませんか。こんなでたらめな条例をつくって、どう思いますか。

市町村は、自分たちの自治立法権という条例があるわけです。その観点からすると、逸脱していると言わざるを得ない。そう思いませんか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 確かに今回の条例については、条例で規定しなければならない事項と条例で規定することが許容されている事項がありますが、条例で義務的に規定しなければならないのは手数料と費用負担の関係だけです。それ以外については、許容される事項が、個人情報ファイル簿の作成及び公表に対する事務手続き上の話です。それから、条例の要配慮個人情報の関係の規定と開示、訂正、利用停止、これは法に違反しない範囲であればです。それから、審議会に対する設置運用の条例、あとは単なる内部手続に関する事項ということで、その程度の内容しか規定ができないということで、条例としては、これだけを見ると、皆さんちゃんと法律も見ないと、何の条例だという形で受け取る可能性もあると思うのですが、実態としてはそのような状況でございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** ですから、まるっきり縛られて、地方自治体がつくろうとする条例からも、まるっきり国の言うなりにつくれよという法律です。全く悪法なのです。ところが、議会の個人情報保護条例が今出そうとしていますが、これはこの条例には適用外なのです。

ですから、自由に条例をつくって、そして、議会で取得した個人情報というのはきちんと守りなさい、別枠であるということになっているのです。

次は、審議会の話です。

国の個人情報保護委員会、これも所管と解釈を一元化して、自治体における審議会の諮問対象を限定したわけです。国の個人情報保護委員会からは、自治体を監視する勧告も定めたとなっているわけですよ。だから、本町の個人情報保護審査会というのは、あってないようなもの、有名無実だと言わざるを得ないと申し述べておきます。

たくさんあるのですけれども、時間がないから一つだけ聞きましょう。

法令に基づく条例というのは、個人の情報であっても、個人情報と匿名加工情報の間においては、法令において提供の制限には違いないと述べられているのです。そのために、施行条例の第3条で述べているように、個人情報ファイル簿を作成する必要がある。ですから、個人情報ファイルの名称や利用目的、さらには記録情報を当該機関以外に経常的に提供する場合、その提供先などとなっているけれども、この提供先について伺うが、どのような機関を想定されているのか。

これはどうなのですか。具体的に、よく分からないところがたくさんあるけれども、まず、 ここを伺います。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 今回のファイル簿、登録簿については、確かに法令を考えると、企業等にお知らせすることは可能な情報ではあるのですが、先ほども申したように、そもそもリスクが大きいということで、豊浦町としてはその条文については盛り込んでおりませんので、現時点での豊浦町での取扱いについては、町民の方が役場でやっている仕事やいろいろな事業ごとに、どのような個人情報が管理されているのか、自分の情報はここにある可能性があるのか、あくまでも逆な意味で町民の方に個人情報がどういうところに登録されているのかを明らかにするため、そういう意味での目的のほうが現時点では強いと思っていまして、企業にこれ

を開示するような運用を現時点では想定したものとは考えていないということです。

〇議長(根津公男君) 山田議員。

○1番(山田秀人君) つい最近問題になったのは、札幌市が本人の承諾なしに、自衛隊に職業というか、卒業するお子さんの情報を提供したということがあるのです。

現行の条例では、一々聞かなければならないのです。あなたの情報を自衛隊に渡していいか、 それを全ての人に聞かなければならないのです。そして、拒否した人はその名簿から削除して、 いいという人は目的とされたところに出す。そういうことが本来の個人情報保護なのです。

ある企業が、この法律に基づいて、今はないと言ったけれども、もし求められていろいろなことで取得したりということを法律に基づいてやったとしても、結局は本人の承諾なしにそれが渡されてしまうということです。

最近のダイレクトメールは特にそうでしょう。なぜ自分の住所が分かっているのか、そして、 どんどん手紙が来る、それは一つの情報がどこかで抜けているということです。

このことについては、国がそういうふうにしているものですから、住民の個人情報プライバシーを守る、憲法に基づいた基本的人権を保障するということで、地方自治体も豊浦町もしっかりと守っていくべきということを訴えたいと思います。

次に、農業再生としてのアグロエコロジーという宣言についてお話を申し上げます。

2022年度から農水省が策定したみどり戦略が具体的に動き出しました。これは、豊浦町の農業を振興する上での一つの考え方です。ですから、これを何とかしなければならないということではないのです。これを参考にして農業施策をどう展開していくかを押さえていただければということで、あえて出しました。

私もアグロエコロジーというのを初めて見させていただきましたけれども、持続可能性の中身という2021年9月に開催された国連の食料システムサミット、いわゆる短くしてサミットと言います。各国首脳が食料システムを持続可能なものに転換するための戦略ということで表明したわけです。菅前総理も、みどりの食料システム戦略、つまり、みどり戦略を発表して、2050年のカーボンニュートラルに向けた意欲を語ったわけです。サミットやみどり戦略が目指す方向性を工業的スマート有機農業と呼ぶのです。それに対して、市民社会や研究者は、基本的には解決策ではない、食料システムの根本的な転換につながらないと言っているのです。サミットで発表されたこのみどり戦略は、最先端技術やイノベーション、改革だけに偏った考え方だということで批判を続けているのです。

一方、市民社会側の研究者は、本来、農業というのはそうではないのだ、つまり、アグロエコロジーというのは、直訳すれば農業生態学で、生態系の営みに即した農業に関する農法の実践であるということを位置づけていくということです。

つまり、工業的スマート農業とはどういうものか。工業的農業ですから、化学農薬、化学肥料、改良品種、農業機械等の近代的技術を用いる農業を指して、工業生産のような計画性や均質性、コスト削減を求めて、農業生産や労働者、作物、家畜、土壌を工場の部品と捉えるという押さえ方なのです。実際に工業的農業というのは、地力の低下と収量の低減、農薬、抗生物質、耐性を持った雑草、昆虫、それから菌の発生、動物福祉の悪化等々、経営の不安定と所得の減少、そして後継者不足や高齢化、農村の過疎化、地域社会の衰退、これが工業的農業によって世界の各地で起きたと、提言をしているわけです。

だから、これから早く脱却することが必要だったので、国連やEUやアメリカなどでもこの 農法はもう終わったのだということで、10年前から進められているということなのです。

そういう中で、アグロエコロジーは、なぜ持続可能なのかということですが、先ほど言った、

工業的農法をやらないで、いろいろな方法を講じてやれば、今の土地生産性を1.8倍に倍増できるということを言っているわけです。日本の伝統的な農法はつまり、有機農業や自然農法の実際の今の日本の農法がアグロエコロジーの実践であると言われています。

ですから、今、多様化される持続可能性とかSDGsという言葉は、ただ言葉だけでうたいながら実質的には、既存の工業的農業の路線をずっと走っているのだということで、こういう機械を使うことは、やはり、農業を減退させる一つの原因になっているのではないかとうたわれているわけです。持続可能であるアグロエコロジーをどう本町でも考えていくかということです。一つの提起であります。見解を伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 四つ目ですが、農業再生としてのアグロエコロジー宣言を取り入れることについてお答えいたします。

通告書及び参考資料に記載のアグロエコロジーにつながる経営手法の一つとして、有機農業が挙げられると存じますが、町内において一部の農業者が有機農業を営まれていることを把握しております。

一方で、農業経営の考え方は、化学肥料や農薬の使用、スマート農業の推進、経営規模、業種など多種多様でございます。基本的に、農業における生産手法は、個々の農業者の自由な経営判断に基づき選択されることが尊重されるべきと存じております。

アグロエコロジーを推奨するかどうかにつきましては、今後、国や道の施策の動向を注視してまいりたいと考えております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 今、本町における農業を取り巻く情勢、非常に厳しいわけですね。

例えば、稲作で、アメリカからは米を3万円で買うのですが、国内では約1万3,000円ぐらいの価格なのです。こんなばかな話があるかということで、今回、農業新聞にもこれが出ていますね。それから、WTOの問題で日本は買わなければならない規定だと、政府が言っているけれども、実際はそんなことはないです。

特に、日本は乳製品全体の消費量の38%を輸入しているのです。この間のテレビ朝日の番組で出ていましたが、アメリカは全体の2.25%しか輸入していないのです。日本は従順に守っているのです。そのような国の農業の状況です。

これを詳しく言うと、次の質問がなくなってしまうので、ここまでにしておきますけれども、本町の農業を取り巻く環境はそういう状況にあって、酪農家もやめていかなければならないという状況にたくさん追いやられているわけです。水田でも大岸でやっていた水田農家は今年からもうやめてしまった。そういうことが本町でも起きてくるわけですから、これらも含めてこの新しい農法というか、持続可能な真のやり方である農業の一つのやり方はぜひ考えるべきではないかということです。

〇議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時11分 再開 午後 2 時20分

- ○議長(根津公男君) それでは、休憩を閉じて再開いたします。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) それでは、五つ目の質問であります。

新規就農対策ということですが、農業経営をするための基本資産の習得は重要であります。 特に、新規就農者への支援は本町農業の推進の大きな柱でもあるわけであります。農業研修を 終えて、本町で経営を行うための住宅取得、既存の古民家、建物をリフォームするなど経営の 確立が必要ではないかと思います。

そこで、質問ですが、古民家を利用してのリフォームなどの支援策はどのようにされているか、伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 5点目の新規就農対策についてお答えいたします。

古民家を利用してのリフォームなどの支援策についてですが、新規就農者に特化した制度ではございませんが、豊浦町定住促進条例に基づく中古住宅の購入に関する補助として、限度額50万円、また、リフォームの工事費に関しては、とようら住宅リフォーム券事業により、工事費に応じて最高15万円の助成を実施しているところでございます。

なお、農業研修生に関しましては、活動に要する必要経費に対し、令和3年度実績で、1人当たり65万円を上限、夫婦であれば130万円を上限に支援しており、認められる経費の中に定住に向けて必要となる環境整備に要する経費の項目がありますので、農業研修生の個々の考えにより、リフォームの工事費を充てることも可能となってございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 現時点での農業ばかりではなくて、新規就農者も含めて住宅の改築とかリフォーム、この辺のところの本町における補助制度、これを調べてみましたら、持家住宅取得奨励金というのもあったり、もう一つは商工会が窓口になっているとようら住宅リフォーム券、これしかないと思うのですがそのほかにありますかね、どうですか、該当するもの伺います。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 全町民を対象にしたものとしたら、その2点だけだと思います。 以上です。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** そうすると、その方々も対象になるのですよね。新規就農者のこの地域おこし隊が卒業して、ここにいようとすれば利用できますね。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **○農林課長(井上政信君)** この件については心当たりがありまして、同じような質問を私も受けてございます。今その方が主張されているのと、イコールか分かりませんけれども、例えば、住宅リフォーム券事業ですと、現に豊浦町に住んでいる方を対象としているので、よそから転入される方については、豊浦町民ではないということで利用できないだとか、助成の要件といいますか、そういうところで、はじかれる方がいらっしゃるということは聞いてございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 結局、この二つの制度だけでは、地域おこし協力隊が任期を終えて、ここで仕事をしようとしても、これでは家を建てる補助制度というのはないのですよ。増改築をしなさいといっても、確認申請をしていなければならないとか、そういうものがあったりして、それで金額が安い。やはり新しい家を建てるのではなくて、今ある既存の古い家を使って、何とか改修して住もうとすれば、やはり10万円、20万円ではなく100万円も200万円もかかる、そういうようなものははっきり言いまして、全然救われないのです。

だから、それを持って私のところに相談に来られた方は、国の制度があるということで、私もこれをインターネットで見たら、総務省の地域おこし協力隊に係る地方財政措置というのがあるのです。その中の③番、任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費、令和3年度から措置率が0.5%、いわゆる特別交付税で措置するのですよという、そういう項目があるのですが、これらは利用できないのですか。他の町ですとさらにこれに相まって、たしか100万円が限度だったと思うのですが、50万円は別に出してやりますというところもあるのですね。下川町もそうだったかな、そういうものはどうなのですか。これを利用するような考えはないのですか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 私の発言時間は止まると思いますので、ちょっとゆっくり話させていただきます。

まず、議員がおっしゃる地方交付税に基づく、地域おこし協力隊を対象とした住宅事業ですけれども、豊浦町では今実施していないので、これを検討してもらいたいという話は承っております。この制度については、農業に特化したものではなくて、地域おこし協力隊の業種は問わないということであります。ただ、議員がおっしゃるように、交付税措置の割合というのが決まっていて、一部一般財源の扱いにもなりますから、財政的な面も考慮して慎重に考えていきたいと思っています。

そのほか、増改築の話もありましたけれども、今持家の制度では、増改築ですから面積が増えなければ対象にならないというものもあって、今古い空き家を再現するというか、面積が増えない部分については対象外であるとか、いろいろなことが今回、お寄せいただいたことで明らかになりましたので、農業関係にかかわらず町全体と捉えて、移住、定住の担当者とか建設課のまちづくり住宅の担当とか、そちらには既にこういう話がきているということでは共有しておりますので、令和5年度においては担当者が集まって、改めてこの事業制度について検証してまいりたいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今、事務方の井上課長がおっしゃったのですから、やはり最後の親分の町長、これをやるように早急に手を打って、可及的速やかに実現するようにすべきだと思うのですが、町長のお考えを伺います。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 新規就農ばかりではなくて、喫緊の課題は人口減少であると捉えております。また、そういう中で、新規就農される方も当然のことながら大切な人材であると思ってございます。そういった観点から、各課をまたいで総合的に、人口減少問題の対策をしなければ駄目だということでございますので、農林課や財政、それから建設課も含め関係部署が集まって、人口減少問題の対策をしていかなければ駄目だという思いがございますので、できるだけ早く速やかに実行に移していきたいと考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) これは新規就農者だけではなくて、本町にはプライベート、私立の学校も存在しております。そこへの就業者の保護者の皆さんもこちらにも来ると、そして、その方々は住宅も取得する意向というのが非常に強い。そういうことを含めていろいろな対策を得て、人口の減少を本当にもう最小限にとどめるため、そして、なおかつプラスに転じるような、そのような積極的な施策を打っていただくために、このことをきっかけに、ぜひ、展開をしていただきたいということであります。

いろいろ早口でしゃべりましたけれども、そういうことでありますので、よろしく行政の推 進について要望をいたしておきます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長(根津公男君) これで、山田秀人議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の一般質問を終結いたします。

明日は、石澤議員、勝木議員の順で一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会といたします。 ご苦労さまでございました。

午後2時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月8日

議長

署名議員

署名議員